

■ 感染拡大防止について（町の対応）

1 役場来庁者の対応について

現在、町職員につきましては、感染予防の観点から窓口を中心にマスクの着用を励行しており、来庁者の皆様には、お聞き苦しい場合や失礼をおかけしますがご容赦願います。

また、庁舎窓口のほか、一部公共施設において、来庁者の皆様と職員の間には、遮へい板を設置しますので、併せてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、庁舎内の清掃の際は、消毒による衛生対策に努めており、各フロア、窓口にはアルコール消毒液を配置しておりますので、ご来庁・ご退庁の際は、適宜ご使用くださいようお願いいたします。

2 町主催行事・イベントの判断基準について

(1) 県内外における感染の状況等を踏まえ、下記の判断の視点 に示す3つの条件の回避、参加者の規模、参加者の特定が可能かどうか、イベント等に要する時間、感染防止策の徹底の難易度等を十分に考慮した上で、感染拡大のリスクが低いと考えられるものについては、万全の感染防止策を講じて開催します。

（判断の視点）

リスクの判断にあたっては、これまで国内において集団感染が確認された場に共通する3つの条件（三密）を避けることができるかどうかを最も重要な視点として判断します。

- ①「換気の悪い密閉空間」
- ②「多数が集まる密集場所」
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」

(2) 下記のようなイベント等については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、延期又は中止とします。

（感染リスクが高いと考えられる例）

- ・全国的な大規模イベント等
- ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）の参加が多いと見込まれるイベント等
- ・屋内、屋外に関わらず、会場等の条件により3つの条件を回避することが困難なイベント等
- ・感染が発生した場合に、イベント主催者として参加者に確実に連絡や調査を行うことが困難になるような多数の参加者が見込まれる又は特定できないイベント等

(3) イベント等を開催する場合にあつては、「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」（別紙1）を参照するとともに、次の基準を遵守して感染拡大防止に最大限の配慮を行います。

- ・風邪等の症状がある方、海外の検疫強化対象地域から帰国して14日以内にある方の参加は認めない。
 - ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）は、参加について慎重に判断するよう事前に呼びかける。
 - ・参加者はすべて特定し、参加者中に感染者がいた場合、確実に全員に連絡及び調査が行えるようにする。
 - ・参加者の人数を絞ることが可能なイベント等にあつては、参加者数を減らし、感染のリスクを低下させる。
 - ・屋内で行われるイベント等にあつては、換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲以上）、飛沫感染等を防ぐ対策を実施（声を出す機会を最小限とし、必要な場合はマスクを着用）する。
 - ・屋外で行われるイベント等にあつては、イベント等の前後も含めて密集する機会が生じないように配慮する。
- (4) 風邪の症状があるなど体調不良の方がイベント等を欠席する場合は、当面の間、キャンセル代は徴収しないものとします。
- (5) どうしても開催や参加の必要があると思われる、飲食を伴う会合については、「懇親会開催にあたっての工夫（例）」（別紙2）を参考とし、感染防止に配慮した上で参加又は開催します。
- ※町が開催する会議等についても、上記に準じて対応することとします。
- なお、町が共催又は後援するイベント等の場合は、主催者等に同様の対応をす
るよう要請することとします。

3 町内公共施設の対応について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町内各施設について慎重に判断し、対応します。

詳細については、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町内公共施設の対応について」（別紙3）のとおりとします。